

(施策評価表45)

【施策番号Ⅲ-9-②-1】

取組みの方向性	安心を実現する	戦略	【戦略9】人が人として互いに尊重される安全安心な熊本 ～一人ひとりを大切に、一人ひとりが大切にされる、 安全安心な社会を実現します～	主な施策	◆犯罪からくらしを守る ～犯罪の起きにくい環境の整備～
			②安全安心な社会の構築		

1 取組内容	2 主な事業	担当課	H25予算(千円) H24決算(千円)	3 平成24年度の主な成果	4 平成25年度の推進方針・推進状況	5 施策を推進する上での課題	6 今後の方向性
<p>・ 地域住民、事業者、防犯ボランティア、自治体等との連携・協働により地域社会の絆を強め、県民の気運を醸成し、犯罪の起きにくい環境づくりを進めるとともに、犯罪被害者等の支援に向けた取組みを推進します。</p>	地域の安全の絆ネットワーク促進事業	くらしの安全推進課	1,807 4,013	<p>・ 県内の防犯ボランティア団体の調査を行い、各団体の活動状況、課題等を把握した。</p> <p>・ 緊急雇用創出基金を活用した警備会社への委託によるセーフティパトロールで、5警察署（熊本北、東、南、大津、八代）11交番管内において66人が地域の安全・安心に資する防犯パトロール等を実施した結果、刑法犯認知件数が前年比▲941件（▲6.7ポイント）減少した。</p> <p>・ 被害者等の経済的負担軽減を図るため、公費支出先の拡充を図った。</p>	<p>・ H24年度実施の調査で把握した地域ボランティア団体の課題解決に向けた研修会開催等を通じて、相互の連携を強化する。</p> <p>・ 引き続き、警備会社委託の警備員による防犯パトロール等を実施する。</p> <p>・ H25.4.1から全国に先駆けて犯行現場のハウスクリーニング委託制度を開始し、対象事案に対しての運用を開始する。</p>	<p>・ 県民、関係機関に対する防犯、犯罪被害者等の支援に対する理解促進に恒常的に取り組む必要がある。</p> <p>・ 犯罪被害者支援は全国的な同一水準での支援が望まれており、国による財政支援等、新たな支援システムを構築する必要がある。</p> <p>・ 防犯ボランティア団体等との連携協働を進める必要がある。</p>	<p>・ 地域ボランティア団体、行政等の関係機関の連携体制を確立し、各ボランティア団体の活動を活性化させる。</p> <p>・ 地方公共団体及び県警察における各種施策の拡充に加え、「公益社団法人くまもと被害者支援センター」の活動基盤の確保、被害者支援ネットワークの活性化、県民に対する広報・啓発活動等、総合的な対策の充実強化を図る。</p> <p>・ 街頭犯罪を中心とした14罪種の認知件数が、過去4年間（前4カ年戦略期間）の平均を下回るよう取り組んでいく。</p>
	二次的被害の防止・軽減事業	広報県民課	4,403 1,020				
	セーフティパトロール活動委託事業費	生活安全企画課	95,395 89,755				
	みんなが安心して歩ける街づくり事業	生活安全企画課	2,305 2,444				
<p>・ 問題を抱えた少年やその家族に対する支援を行うとともに、少年を見守る社会気運を醸成することによって非行少年を生まない社会づくりを進めます。</p>	県民運動推進事業	くらしの安全推進課	668 668	<p>・ 青少年健全育成の重要性について、熊本県青少年育成県民会議等を通じて広く県民の理解を深め、県民総ぐるみ運動への参加意識が高まった。</p> <p>・ 熊本県少年保護育成条例の一部改正を行い、フィルタリングソフトウェア及びフィルタリングサービスに係る関係規定を整備し、少年を有害情報から守る環境を整えた。</p> <p>・ 非行少年を生まない社会づくりを推進した結果、刑法犯少年の検挙・補導人員は1,055人と前年に比べ340人(24.4%)減少した。</p>	<p>・ 青少年健全育成の重要性について、広く県民の理解を深める。</p> <p>・ 県民運動をより活性化させ、県内の少年非行及び犯罪被害の未然防止につなげる。</p> <p>・ インターネットによる有害情報の氾濫や少年が被害者となる犯罪等への対処に向けた啓発活動を行う。</p> <p>・ 非行少年を生まない社会づくりを一層推進し、刑法犯少年の減少に努める。</p>	<p>・ 青少年健全育成の重要性について、広く県民の理解を深めるため、県民が関心を高め積極的な参加につながるような事業を実施する必要がある。</p> <p>・ 県民運動を活性化させるため、関係団体との連携強化を図る必要がある。</p> <p>・ 有害環境から少年を保護するため、携帯電話事業者、保護者、少年等に対して、改正後の少年保護育成条例の内容について周知徹底を図る必要がある。</p> <p>・ 少年非行の背景には、少年自身の規範意識の低下や家庭、地域社会の教育機能の低下等によるところが大きいことから、少年の規範意識の向上と少年を取り巻く絆の強化を推進する必要がある。</p>	<p>・ 少年をインターネット利用による犯罪から守るための啓発を推進し、フィルタリングの普及を図る。</p> <p>・ 非行少年を生まない社会づくりを推進し、刑法犯少年の減少に努める。</p>
	地域青少年健全育成活動強化事業	くらしの安全推進課	515 278				
	少年非行防止活動の推進事業	少年課	28,170 25,320				
<p>・ 安全安心な繁華街・歓楽街をめざし、暴力団の根絶等に向けた取組みを強化するとともに、市町村や関係機関等と連携した犯罪抑止と環境浄化を推進します。</p>	セーフティパトロール活動委託事業費	生活安全企画課	95,395 89,755	<p>・ 安全安心な繁華街・歓楽街をめざし ○緊急雇用創出基金を活用した警備会社への委託によるセーフティパトロール ○繁華街におけるスカウト行為・密引き等の集中取締り ○知事・熊本市長参加による「繁華街クリーンアップ大作戦一斉パレード」 ○第3回わくわく都市くまもとクリーンアップ推進会議の開催及び同会議と連携した環境浄化活動 ○暴力団排除特別強化地域における標章掲示率の向上 等の各種施策を行った結果、刑法犯認知件数が前年比▲941件(▲6.7ポイント)と、9年連続で減少した。</p> <p>・ 新通信指令システムの構築で、最新の繁華街・歓楽街の地図情報を取得し、更に同地図上に警察官一人一人の位置や業務内容を表示させることを実現し、迅速に警察官を派遣することが可能となった。</p>	<p>・ 防犯ボランティア、自治体との協働パトロールを実施する。</p> <p>・ 緊急雇用創出基金を活用した警備会社委託のセーフティパトロールを継続して実施する。</p> <p>・ 繁華街におけるスカウト行為・密引き等の集中取締りを継続して実施する。</p> <p>・ 第4回わくわく都市くまもとクリーンアップ推進会議の開催及び同会議と連携した環境浄化活動を継続して推進する。</p> <p>・ 暴力団排除特別強化地域における標章掲示率の更なる向上と標章掲示店舗関係者や暴力団との関係の遮断を図ろうとする者の保護対策を徹底する。</p> <p>・ 制服警察官による管内の犯罪発生状況に即したきめ細かいパトロール活動を強化する。</p> <p>・ 通信指令システムの更なる改善、高度化を進める。</p>	<p>・ 防犯ボランティア団体等の協働パトロールの推進と継続的な育成と支援を実施していく必要がある。</p> <p>・ セーフティパトロール隊と連携協働した街頭活動の強化による犯罪抑止対策を推進する必要がある。</p> <p>・ 防犯カメラを始めとする防犯機器の整備と普及促進を図る必要がある。</p> <p>・ 県民の、「常時パトロールを実施してほしい」、「常に交番にいてほしい」という相反する要望に応えていく必要がある。</p> <p>・ 暴力団員による不当要求を拒絶した業者等に対する暴力団員等の報復が予測されることから、業者等を守る対策を強化する必要がある。</p>	<p>・ 街頭犯罪を中心とした14罪種の認知件数が、過去4年間（前4カ年戦略期間）の平均を下回るよう取り組んでいく。</p> <p>・ 暴力団排除特別強化地域における暴力団員によるみかじめ料・用心棒料等不当要求事案を受けた店舗割合を減少させる。</p> <p>・ 通信指令システムの更なる高度化を進めていく。</p>
	みんなが安心して歩ける街づくり事業	生活安全企画課	2,305 2,444				
	交番・駐在所の機能強化	地域課	129,825 128,545				
	標章掲示店舗等を守るための対策費	組織犯罪対策課	5,163 -				
	地域企画調査費	通信指令課	221,915 412,364				
	<p>●安全安心な繁華街・歓楽街をめざし、地域の安全・安心に資する防犯パトロール等を実施した結果、刑法犯認知件数が13,104件（前年比▲941件、▲6.7ポイント）と9年連続で減少。</p> <p>●県少年保護育成条例の一部を改正し、フィルタリングについての関連規定を新たに設け、インターネット上の有害情報から少年を保護する環境を整えた。</p> <p>●刑法犯少年の検挙・補導人員は1,055人と前年に比べ340人(24.4%)減少。</p>		<p>●地域ボランティア団体の研修会等を通じて、相互の連携を強化。また、防犯ボランティアや警備会社警備員による防犯パトロール等を引き続き実施。</p> <p>●インターネットによる有害情報の氾濫や少年が被害者となる犯罪等への対処に向けた啓発活動を行う。</p> <p>●啓発活動等により、非行少年を生まない社会づくりを一層推進し、刑法犯少年減少の取組みを推進。</p> <p>●暴力団との関係を断とうとする者の保護対策の徹底や警察官による犯罪発生状況に即したきめ細かいパトロール活動の強化とともに、市町村や関係機関等との連携による犯罪抑止と環境浄化を推進。</p>		<p>●防犯および犯罪被害者等の支援に対する県民理解促進の取組みや、防犯ボランティア団体等との連携協働の推進。</p> <p>●有害環境から少年を保護するため、携帯電話事業者、保護者、少年等に対して、改正後の少年保護育成条例の内容について周知徹底を図る必要がある。</p> <p>●青少年健全育成県民運動の活性化や、少年の規範意識の向上と少年を取り巻く絆の強化。</p> <p>●協働パトロールや街頭活動の強化による犯罪抑止対策推進や、暴力団員による不当要求を拒絶した業者等を守る対策の強化。</p>		